

令和 2 年 9 月 1 日

家畜人工授精師各位

酪農とちぎ農業協同組合

業務部指導企画課

牛精液及び受精卵の譲渡契約約款について

日頃当組合改良事業に御協力いただきありがとうございます。

昨年度末より農林水産省が設置した「和牛の遺伝資源の流通管理に関する検討会」の見解である

「和牛遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約を締結することにより情報材としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的である」

を受けて、令和 2 年 9 月 1 日から、当組合が販売等で譲り渡す全ての牛精液及び牛受精卵について、次の定型約款（※）に基づき対応することをお知らせします。

（※法第 3 編第 2 章第 1 節第 5 款に規定する「定型約款」（令和 2 年 4 月 1 日から施行）に該当するものとなります）。

酪農とちぎ農業協同組合家畜人工授精用精液及び受精卵等譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、酪農とちぎ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）が譲り渡す家畜人工授精用精液及び受精卵（以下「遺伝資源」といいます。）の利用を定めるものです。遺伝資源を当組合から譲り受ける皆さま（以下「譲渡者」といいます。）には、本約款に従って、遺伝資源を御利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、譲渡者と当組合との間の遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させていただきます。

当組合が遺伝資源等の譲渡をするに際し、譲渡者がこの約款に同意した方のみに譲渡させていただきます。

第2条（禁止事項）

譲渡者は、遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはならない。

- 1.家畜改良増殖法などの関連法令に違反する行為
- 2.当和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
- 3.当和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉の生産及び改良目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

譲渡者は、遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本規約と同様の内容を当該第三者に義務づけなくてはならない。

第4条（その他）

当組合は、必要と判断した場合には、譲渡者に通知することなく本規約を変更することができるものとする。

以上